

第3部 各論2

介護保険事業の適切な運営



第1章 介護保険事業量の見込み

1 居宅サービス/介護予防サービス

(1) 訪問サービス

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	6,154	7,319	10,672	10,800	11,360	11,812
	人/月	268	300	326	347	364	378

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

②訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	230	252	330	371	403	426
	人/月	47	49	65	72	78	82
予防給付 要支援1・2	回/月	8	12	12	12	12	16
	人/月	2	3	3	3	3	4

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

第3部 各論2 介護保険事業の適切な運営

③訪問看護，介護予防訪問看護

医師の指示に基づき，看護師や理学療法士，作業療法士などが居宅を訪問し，療養上の指導や必要な診療の補助を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	684	718	704	754	812	842
	人/月	95	103	106	114	122	126
予防給付 要支援1・2	回/月	159	122	152	163	168	174
	人/月	28	25	29	30	31	32

※令和5年度の実績値は，令和5年10月現在における見込み値

④訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき，理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し，心身機能の維持回復，日常生活の自立援助のための理学療法などのリハビリテーションを行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	640	652	907	975	1,039	1,071
	人/月	52	53	74	80	85	88
予防給付 要支援1・2	回/月	213	156	243	283	283	283
	人/月	19	14	22	24	24	24

※令和5年度の実績値は，令和5年10月現在における見込み値

⑤居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導

医師，歯科医師，薬剤師などが居宅を訪問し，療養上の管理と指導を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	130	182	231	251	265	277
予防給付 要支援1・2	人/月	17	19	27	29	29	30

※令和5年度の実績値は，令和5年10月現在における見込み値

(2) 通所サービス**①通所介護（デイサービス）**

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、施設で入浴や食事などの日常生活上の介護を受けるとともに、健康状態の確認やレクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	4,423	4,174	3,943	4,517	4,727	4,914
	人/月	388	370	376	398	416	432

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

②通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のために、医師の指示に基づき、理学療法などのリハビリテーションを行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	2,223	2,157	2,205	2,266	2,367	2,454
	人/月	247	250	256	268	280	290
予防給付 要支援1・2	人/月	153	161	179	185	191	197

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(3) 短期入所サービス

①短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	1,648	1,777	1,877	2,131	2,238	2,326
	人/月	120	122	136	145	152	158
予防給付 要支援1・2	回/月	36	19	30	33	38	38
	人/月	7	5	8	8	9	9

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

②短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護及び医学的管理のもとで、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	149	164	186	245	251	274
	人/月	15	16	21	23	24	25
予防給付 要支援1・2	回/月	2	2	2	2	2	2
	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(4) 福祉用具・住宅改修サービス**①福祉用具貸与，介護予防福祉用具貸与**

日常生活の自立を助けるため，日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	695	728	741	794	835	867
予防給付 要支援1・2	人/月	276	293	365	380	392	402

※令和5年度の実績値は，令和5年10月現在における見込み値

②特定福祉用具販売，特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち，貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給します。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	13	12	16	17	18	18
予防給付 要支援1・2	人/月	5	5	11	12	13	13

※令和5年度の実績値は，令和5年10月現在における見込み値

③住宅改修，介護予防住宅改修

居宅での自立した生活や介護を支援するため，必要となる住宅改修費の一部を支給します。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	6	6	6	6	6	6
予防給付 要支援1・2	人/月	4	5	14	16	17	17

※令和5年度の実績値は，令和5年10月現在における見込み値

(5) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要支援・要介護者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	59	56	55	58	61	62
予防給付 要支援1・2	人/月	5	6	7	7	7	7

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(6) 居宅介護支援/介護予防支援

利用者のアセスメントなどの介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	1,035	1,091	1,130	1,196	1,254	1,301
予防給付 要支援1・2	人/月	381	395	459	477	493	506

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

2 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所により以下のサービスが提供されますが、該当事業者がない場合、提供されないサービスもあります。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を併せてサービスを行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	51	57	62	65	68	69

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。

○サービスの利用状況と今後の見込み

現在、市内に事業所はなく、サービスの利用実績もないことなどを勘案し、第9期においてはサービス基盤の整備は計画していません。今後、状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

(3) 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症であっても、日常生活動作において自立している要支援者・要介護者がデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、施設で入浴や食事などの日常生活上の介護を受けるとともに、健康状態の確認やレクリエーション、日常生活訓練などの機能訓練を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

現在、市内に事業所はなく、サービスの利用実績もないことなどを勘案し、第9期においてはサービス基盤の整備は計画していません。今後、状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

(4) 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅の施設で通いを中心としながら、訪問、短期間の宿泊などを組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の援助と機能訓練を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	27	24	24	25	28	28
予防給付 要支援1・2	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(5) 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の人などが共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

第9期計画期間中に、新たに事業所1か所（定員18人）の整備を予定しています。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	63	65	65	65	71	80
予防給付 要支援2	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

現在、市内に事業所はなく、サービスの利用実績もないことなどを勘案し、第9期においてはサービス基盤の整備は計画していません。今後、状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要であり、自宅で生活することが困難な要介護高齢者に、定員が29人以下の小規模な施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の援助を行います。

※新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	71	84	86	86	86	86

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの複数のサービスを組み合わせて看護と介護サービスを一体的に提供します。

○サービスの利用状況と今後の見込み

現在、市内に事業所はなく、サービスの利用実績もないことなどを勘案し、第9期においてはサービス基盤の整備は計画していません。今後、状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

(9) 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模のデイサービスセンターなどの日帰り介護施設に通い、施設で入浴や食事などの日常生活上の介護を受けるとともに、健康状態の確認やレクリエーション、日常生活訓練などの機能訓練を行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	回/月	1,751	1,879	2,023	2,076	2,178	2,268
	人/月	178	181	185	193	202	210

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

3 施設サービス

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者の方に、施設において生活支援を行うものです。市外施設の利用なども考慮し、要介護者の様態に合ったサービスの確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

(1) 介護老人福祉施設

常に介護が必要であり、自宅で生活することが困難な要介護高齢者に、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の援助を行います。※新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	264	263	275	280	280	280

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(2) 介護老人保健施設

病状が安定していてリハビリや看護、介護を必要としている高齢者に、自立した生活ができるよう機能訓練や日常生活への支援などを行います。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	188	193	195	195	196	197

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

(3) 介護医療院

長期の療養を必要とする高齢者に、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

○サービスの利用状況と今後の見込み

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	人/月	0	0	0	1	1	1

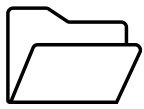
※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

4 地域支援事業

本市が地域支援事業として実施する事業の構成は、以下のようになっています。事業の詳細については、それぞれのページに掲載しています。

○鹿嶋市の地域支援事業

類型	鹿嶋市実施事業	掲載頁	備考
介護予防・日常生活支援総合事業			
介護予防・生活支援サービス事業			
訪問型サービス	指定介護予防訪問型サービス 元気高齢者による訪問サービス	P.90	訪問介護員等によるサービス 訪問型サービスA
通所型サービス	元気アップ教室 健幸教室（お口の教室） 高齢者ふれあいサロン 指定介護予防通所型サービス	P.88 ～89	通所型サービスC 通所型サービスC 通所型サービスA 通所介護事業者の従事者によるサービス
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	P.68	
一般介護予防事業			
介護予防把握事業	介護予防把握事業	P.87	
介護予防普及啓発事業	高齢者筋力向上トレーニング事業 認知症予防事業 介護予防教室 スクエアステップ体操教室 水中スポーツ事業 地域サロン事業	P.84 ～87	
地域介護予防活動支援事業	シルバーリハビリ体操教室	P.91	
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業	P.91	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	P.92	
包括的支援事業			
地域包括支援センター			
総合相談支援業務	総合相談事業	P.67	
権利擁護業務	権利擁護事業	P.96	
包括的・継続的マネジメント支援業務	包括的・継続的ケアマネジメント	P.68	
社会保障充実分			
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進	P.98	
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	P.57	
認知症総合支援事業	認知症高齢者支援体制の確立	P.94	
地域ケア会議推進事業	地域包括ケアシステム推進事業	P.56	
任意事業			
介護給付等費用適正化事業	介護給付の適正化	P.131 ～132	
家族介護支援事業	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 徘徊高齢者SOSネットワーク事業 家族介護者教室事業	P.101 ～102	家族介護継続支援事業 認知症高齢者見守り事業 介護者教室
その他の事業	ひとり暮らし高齢者あんしん見守り事業 認知症高齢者に対する理解促進・啓発 成年後見制度利用支援事業	P.62 95 97	



第2章 介護保険料の設定

1 介護保険事業費用の見込み

(1) サービス給付費

各サービスの量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期におけるサービス給付費の見込み額は次のとおりです。

○サービス給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【参考】 令和12年度	【参考】 令和22年度
在宅サービス	1,862,441	1,924,603	2,132,888	2,324,976	2,448,125	2,540,443	2,721,783	3,162,258
居住系サービス	336,862	348,201	354,112	368,299	394,656	426,167	452,748	534,488
施設サービス	1,654,886	1,722,319	1,820,254	1,861,203	1,866,918	1,870,707	2,347,093	2,861,803
合計	3,854,188	3,995,124	4,298,254	4,554,478	4,709,699	4,837,317	5,521,624	6,558,549

※令和5年度の実績値は、令和5年10月現在における見込み値

※千円未満の端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設

① 予防給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【参考】 令和12年度	【参考】 令和22年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	793	1,147	1,337	1,356	1,358	1,811	1,811	1,811
介護予防訪問看護	9,003	7,295	10,212	10,716	11,185	11,477	12,973	13,721
介護予防訪問リハビリテーション	6,795	5,098	7,776	9,192	9,203	9,203	10,737	11,052
介護予防居宅療養管理指導	1,890	2,090	2,706	2,945	2,949	3,056	3,458	3,659
介護予防通所リハビリテーション	61,214	60,345	70,497	73,806	76,450	78,768	87,498	97,161
介護予防短期入所生活介護	2,278	1,448	2,413	2,677	3,107	3,107	3,290	3,716
介護予防短期入所療養介護(老健)	141	111	210	236	237	237	237	474
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	20,347	22,858	29,661	30,860	31,859	32,663	36,398	40,014
特定介護予防福祉用具購入費	1,430	1,635	3,992	4,291	4,591	4,591	5,030	5,030
介護予防住宅改修	4,362	4,995	13,355	15,275	16,225	16,225	19,094	20,043
介護予防特定施設入居者生活介護	4,995	4,853	6,974	7,072	7,081	7,081	9,050	10,224
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,036	867	0	882	883	883	883	1,767
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,864	2,890	2,945	2,987	2,991	2,991	2,991	2,991
(3) 介護予防支援								
合計	20,788	22,014	25,684	27,069	28,012	28,751	31,989	34,998
合計	137,940	137,646	177,765	189,364	196,131	200,844	225,439	246,661

②介護給付費

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【参考】 令和12年度	【参考】 令和22年度
(1)居宅サービス								
訪問介護	198,835	236,571	331,398	340,446	358,612	372,930	397,767	464,507
訪問入浴介護	32,803	36,335	47,441	54,178	58,872	62,119	63,025	76,599
訪問看護	45,862	46,130	46,517	51,034	54,919	57,119	59,482	71,089
訪問リハビリテーション	21,019	21,421	30,007	32,637	34,831	35,915	38,303	44,743
居宅療養管理指導	13,180	17,838	24,307	26,832	28,342	29,595	31,023	36,609
通所介護	396,525	380,203	366,276	431,234	452,707	471,454	502,649	583,581
通所リハビリテーション	204,180	200,952	203,363	215,287	225,083	234,185	253,937	288,891
短期入所生活介護	161,384	172,494	180,878	209,536	220,783	229,857	243,782	290,035
短期入所療養介護(老健)	18,825	21,030	26,617	35,248	36,075	39,462	41,265	50,059
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	120,915	128,713	136,161	147,990	156,185	162,364	170,910	202,576
特定福祉用具購入費	4,295	4,037	5,242	5,492	6,066	6,066	6,699	7,259
住宅改修	6,686	7,110	7,754	7,754	7,754	7,754	10,329	11,771
特定施設入居者生活介護	137,322	136,510	136,824	147,228	154,322	157,106	177,942	212,443
(2)地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	75,266	78,159	93,862	102,073	106,641	107,548	116,849	138,595
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	74,678	67,546	63,922	68,290	75,930	75,930	83,203	96,967
認知症対応型共同生活介護	191,681	203,948	207,369	211,012	230,262	258,989	262,765	308,830
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	213,326	255,756	275,174	279,059	279,412	279,412	351,744	433,666
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	178,121	187,250	199,977	210,027	220,918	230,685	245,959	283,949
(3)施設サービス								
介護老人福祉施設	805,826	815,559	865,852	894,385	895,516	895,516	1,124,464	1,387,247
介護老人保健施設	630,745	647,225	675,430	684,965	689,193	692,982	870,885	1,040,890
介護医療院	1,170	0	0	2,794	2,797	2,797	0	0
介護療養型医療施設	3,819	3,779	3,797					
(4)居宅介護支援								
	179,786	188,912	192,319	207,613	218,348	226,688	243,203	281,582
合計	3,716,248	3,857,478	4,120,490	4,365,114	4,513,568	4,636,473	5,296,185	6,311,888

(2) 標準給付費見込額

サービス給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を推計し、第9期の「標準給付費見込額」を算出すると、以下のとおりとなります。

○第9期各年度の標準給付費見込額

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【参考】 令和12年度	【参考】 令和22年度
総給付費	4,554,478	4,709,699	4,837,317	5,521,624	6,558,549
特定入所者介護サービス費等給付額	194,766	200,973	207,057	227,580	258,519
高額介護サービス費等給付額	102,392	105,669	108,868	119,469	135,711
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,531	10,853	11,182	12,479	14,176
算定対象審査支払手数料	3,906	4,025	4,147	4,628	5,257
合計	4,866,073	5,031,219	5,168,571	5,885,780	6,972,212

※千円未満の端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

なお、介護報酬の改定が行われる予定であることから、それらの影響額を試算し、見込額の調整を図りました。

(3) 地域支援事業費

地域支援事業の費用の見込みについては、以下のとおりです。

○第9期各年度の地域支援事業費見込額

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【参考】 令和12年度	【参考】 令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	193,091	252,591	264,091	188,101	171,913
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	98,000	104,000	109,000	89,774	89,902
包括的支援事業(社会保障充実分)	4,500	4,730	4,627	4,668	4,668
合計	295,591	361,321	377,718	282,543	266,483

※千円未満の端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

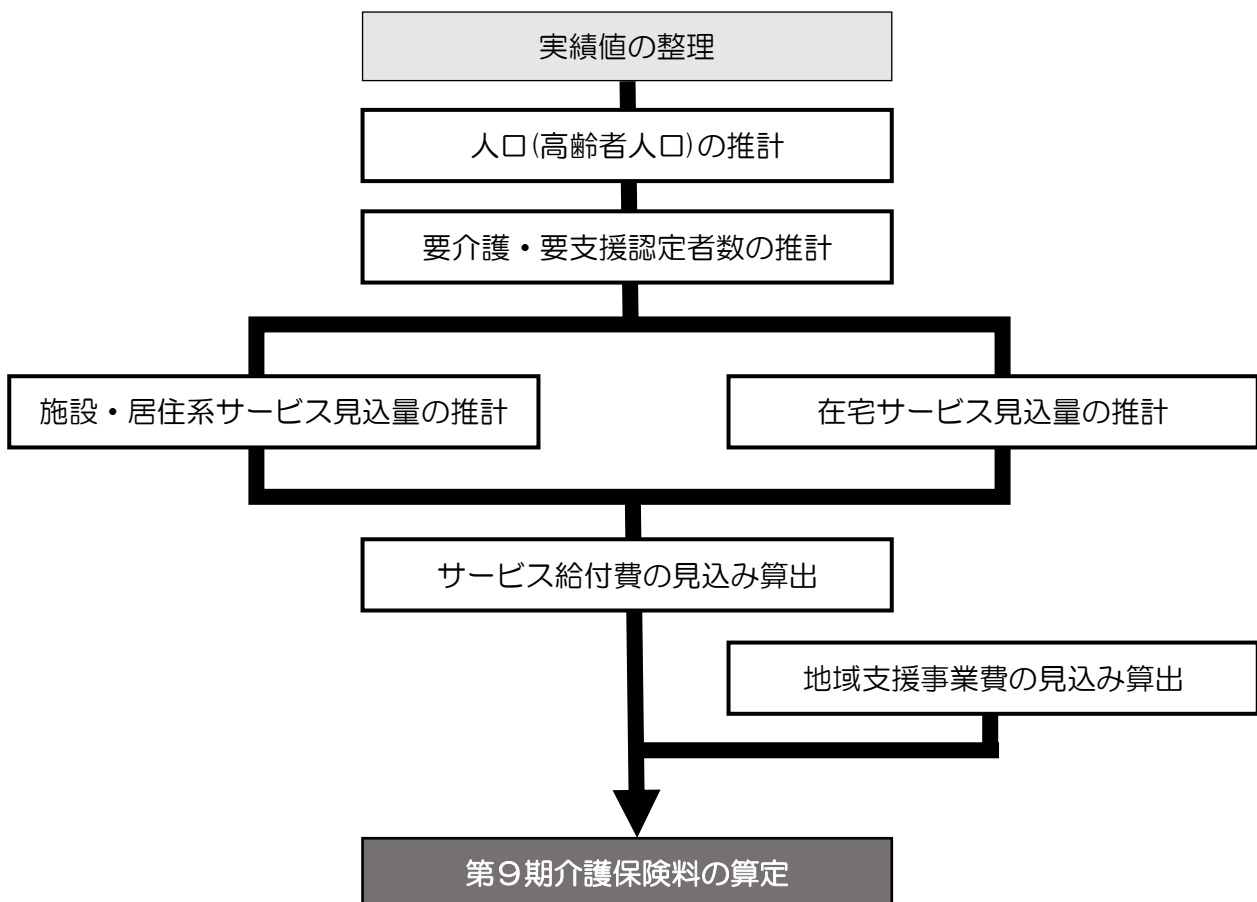
2 第1号被保険者介護保険料

(1) 保険料の算定

①介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

介護サービスの見込量及び介護保険料の算定にあたっては、厚生労働省より提供される「地域包括ケア『見える化』システム」を活用しました。本市におけるサービスの利用実績を基礎としながら、利用の伸びなどの傾向や今後のサービス提供基盤の整備見込みを反映させて算定を行いました。

○介護保険料の算定フロー

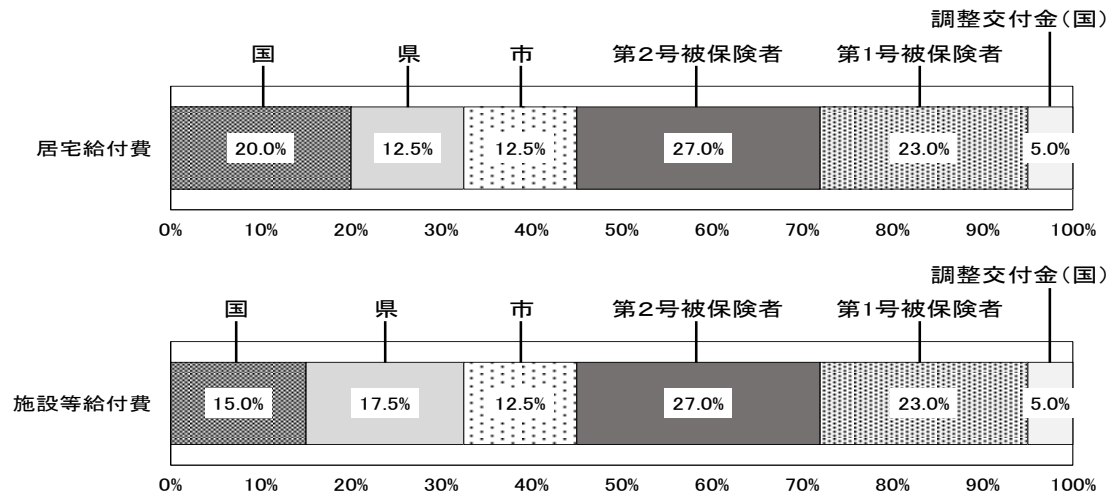


第3部 各論2 介護保険事業の適切な運営

②介護保険事業の財源構成

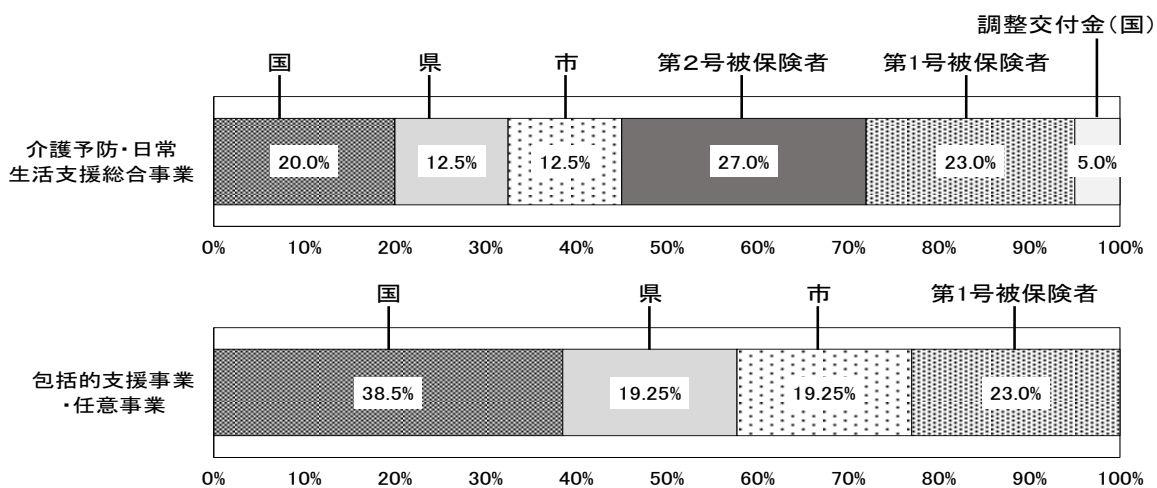
事業費用の大半を占める給付費の財源構成は、40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・都道府県・市町村の公費が半分となっています。第9期においては、第1号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%です。

○標準給付費の財源構成



地域支援事業費のうち、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されます。

○地域支援事業費の財源構成



また、標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業の国負担部分の5%に当たる額は、各市町村における後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に起因した、各市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付される仕組みとなっているため、第1号被保険者の実質的な負担割合は各市町村によって異なります。

(2) 第1号被保険者の保険料及び保険料の設定における考え方

第9期における第1号被保険者の保険料基準額（月額）は5,744円となりますが、介護給付費準備基金を取り崩して保険料の上昇抑制を図ることにより、5,200円とします。なお、保険料の設定における考え方は次のとおりとなります。

① 保険料設定の見込み

第9期計画では、後期高齢者人口の増加に伴う要介護認定者数の増加と介護報酬の増額改定により、介護保険サービス給付費が増えることが見込まれます。

② 介護保険料の抑制について

介護保険料の剰余分の積立である介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制に充てます。

③ 所得段階の設定について

第1号被保険者間での所得再配分機能を強化し介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国の標準所得段階が9段階から13段階へ多段階化されることを受け、本市の所得段階を国の標準に合わせた13段階に設定しました（第8期：12段階）。

④ 負担割合の設定について

市民税非課税世帯（第1段階から第3段階まで）の被保険者に対し、公費負担により保険料の軽減を行います。保険料の基準額に対する負担割合を、第1段階では0.455から0.285に、第2段階では0.685から0.485に、第3段階では0.69から0.685にそれぞれ軽減します。

また、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、第6段階から第9段階までの負担割合を国の標準からそれぞれ0.05ポイント軽減します。

第3部 各論2 介護保険事業の適切な運営

⑤保険料の推計に勘案した事項

保険料の算出には、標準給付費などのほか本市の人口推計や国・県より決定された数値・金額などを勘案しており、主な勘案事項は次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	21,459人	21,549人	21,460人	64,468人
前期(65歳～74歳)	9,649人	9,250人	8,939人	27,838人
後期(75歳以上)	11,810人	12,299人	12,521人	36,630人
後期(75歳～84歳)	8,769人	9,122人	9,146人	27,037人
後期(85歳以上)	3,041人	3,177人	3,375人	9,593人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	21,526人	21,618人	21,528人	64,672人
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	21,112人	21,202人	21,114人	63,429人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	4,866,073千円	5,031,219千円	5,168,571千円	15,065,863千円
総給付費	4,554,478千円	4,709,699千円	4,837,317千円	14,101,494千円
特定入所者介護サービス費等給付額	194,766千円	200,973千円	207,057千円	602,796千円
高額介護サービス費等給付額	102,392千円	105,669千円	108,868千円	316,929千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,531千円	10,853千円	11,182千円	32,566千円
算定対象審査支払手数料	3,906千円	4,025千円	4,147千円	12,078千円
審査支払手数料一件あたり単価	57円	57円	57円	
審査支払手数料支払件数	68,522件	70,616件	72,754件	211,892件
審査支払手数料差引額	0円	0円	0円	0円
地域支援事業費	295,591千円	361,321千円	377,718千円	1,034,630千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	193,091千円	252,591千円	264,091千円	709,773千円
第1号被保険者負担分相当額	1,187,183千円	1,240,284千円	1,275,646千円	3,703,113千円
調整交付金相当額	252,958千円	264,190千円	271,633千円	788,782千円
調整交付金見込額	73,864千円	90,353千円	115,172千円	279,389千円
調整交付金見込交付割合	1.46%	1.71%	2.12%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.1483	1.1372	1.1197	
所得段階別加入割合補正係数	1.0050	1.0050	1.0050	
市町村特別給付費等	28,845千円	29,441千円	30,051千円	88,337千円
市町村相互財政安定化事業負担額				0円
保険者機能強化推進交付金等				60,000千円
保険料収納必要額				3,838,844千円
予定保険料収納率				97.00%

※千円未満の端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

(3) 所得段階別保険料額の設定

○所得段階別保険料額

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額 (月額)	構成比	
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.285	17,780円 (月額1,482円)	17.5%	
	・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者 ・前年の合計所得金額 ^{※2} と課税年金収入額の合計が80万円以下の人				
第2段階	住民税 非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	30,260円 (月額2,522円)	7.1%
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ×0.685	42,740円 (月額3,562円)	6.5%
第4段階	住民税 課税世帯で 本人非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	56,160円 (月額4,680円)	14.8%
第5段階 (基準段階)		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 ×1.00	62,400円 (月額5,200円) (基準額)	12.6%
第6段階	住民税 本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.15	71,760円 (月額5,980円)	16.0%
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.25	78,000円 (月額6,500円)	14.3%
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.45	90,480円 (月額7,540円)	5.9%
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.65	102,960円 (月額8,580円)	2.3%
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	118,560円 (月額9,880円)	1.0%
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	131,040円 (月額10,920円)	0.4%
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	143,520円 (月額11,960円)	0.3%
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	149,760円 (月額12,480円)	1.3%	

※1 老齢福祉年金

明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方又は大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1段階から第5段階までについては、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

第3部 各論2 介護保険事業の適切な運営

○鹿嶋市の第1号被保険者介護保険料(基準月額)の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,320円	—	—
第2期	平成15年度～平成17年度	2,600円	280円	12.1%
第3期	平成18年度～平成20年度	3,400円	800円	30.8%
第4期	平成21年度～平成23年度	3,600円	200円	5.9%
第5期	平成24年度～平成26年度	4,200円	600円	16.7%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,800円	600円	14.3%
第7期	平成30年度～令和2年度	4,800円	0円	0.0%
第8期	令和3年度～令和5年度	5,000円	200円	4.2%
第9期	令和6年度～令和8年度	5,200円	200円	4.0%



第3章 給付の適正化と事業の円滑化

1 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする方を適切に認定し、利用者が必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。適切なサービスの確保を図るとともに、不適切な給付を削減することで介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築につながることを期待されます。

第8期において、本市では「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修などの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の介護給付適正化主要5事業を実施してきました。

第9期においては、国の「『介護給付適正化計画』に関する指針」において、主要5事業が3事業に再編されたことを受け、主な介護給付適正化事業を以下の3事業とします。これら主要3事業を着実に実施することにより、介護給付の適正化に向けた取り組みを引き続き推進します。

(1) 要介護認定の適正化

判定の適正化と平準化を図ることを目的に、職員による認定調査結果の点検、eラーニングシステムなどを活用した調査員研修、介護認定審査会委員研修を実施しており、これらの取り組みを第9期も継続して実施します。

○取り組み

実施内容	第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員による認定調査結果の点検	全件実施	全件実施	全件実施

(2) ケアプランなどの点検

①ケアプランの点検

サービス利用者の状態や状況に適合した過不足のないサービス提供を確保することを目的に、長期に渡る短期入所、同居家族がいる場合の生活援助、軽度者の福祉用具貸与などについて、職員による点検を実施しています。また、国民健康保険団体連合会の給付実績や本市で導入している介護給付適正化総合支援システムを活用し、適切な給付が行われているか定期的に確認作業を実施します。

さらに、介護支援専門員や施設サービス計画作成担当者を対象とした、外部講師によるケアプラン点検を実施します。

○取り組み

実施内容	第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国民健康保険団体連合会の給付実績、 介護給付適正化総合支援システムを活用 したケアプラン点検	1,000件	1,000件	1,000件
	4回/年	4回/年	4回/年

②住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査

サービス利用者の状態や状況に適合した過不足のない住宅改修・福祉用具利用を促すため、住宅改修の手引きなどにより適切な住宅改修について啓発を行うとともに、住宅改修費・特定福祉用具購入費の申請時に申請内容の点検・確認を行っています。福祉用具貸与については、国民健康保険団体連合会の給付実績や介護給付適正化総合支援システムを活用し、利用者の心身の状態に合った福祉用具の利用が行われているか確認作業を実施します。

また、必要に応じて建築士などが同行しながら、住宅改修前後の現地調査に取り組みます。

○取り組み

実施内容	第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修前後の現地調査 (必要に応じ建築士などが同行)	3件	3件	3件

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

請求の誤りを発見し適切な給付につなげることを目的に、国民健康保険団体連合会に委託して医療情報との突合・縦覧点検を実施しており、第9期も継続して実施します。

○取り組み

実施内容	第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合・縦覧点検	全件実施	全件実施	全件実施

2 介護保険事業を円滑に運営するための方策

介護保険制度は、市民にとって最も身近な行政機関である市が保険者となり、保険料と税金を財源とする社会保険方式により、介護サービスの提供を行う制度です。

介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳の保持などを踏まえつつ、高齢者をはじめとした市民の理解を得て、利用しやすい制度となるよう円滑な事業運営を図ります。

(1) 介護保険事業の質の向上

①事業者への適切な指導

居宅介護支援事業所及び地域密着型サービスについては、市に事業所指定の権限のほか、指導・監督権限が付与されています。

利用者本位の適正な介護サービスの提供が図られるよう、新規事業所の指定時の審査や既存事業所の集団指導・運営指導を通して、適正な運営が図られるよう指導・監督します。

②サービス評価体制の推進

利用者に良質なサービスを公平に提供するため、介護サービス事業者の自己評価や県の福祉サービス第三者評価の受審を推進します。

(2) 介護保険事業の情報の提供

①介護サービス情報の公表制度の周知

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、国で管理する「介護サービス情報公表システム」の活用を促し、利用者への周知を図ります。また、事業者側には、介護サービス情報の県への適切な報告を促すとともに、内容充実の働きかけを行います。

②介護保険制度の普及啓発

介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、広報紙や市ホームページ、パンフレットなどを活用し、積極的に制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。

サービス利用者に対しては、地域包括支援センターなどの相談窓口やケアマネジャーなどを通じてサービス利用に関する情報提供を行います。

(3) 利用者への支援

① 苦情相談体制の充実

介護サービスの普及に伴い多様化する苦情に対しては、市はもちろん、県や国民健康保険団体連合会などを窓口として、関係機関と連携を図りながら随時対応します。

② 低所得者などの負担軽減

介護サービスが必要でありながら経済的理由などで利用できないことがないように、個別の事情に応じて介護保険料の徴収猶予や減免制度、利用者負担額の減免制度のほか、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。